

件名	外国人の生活保護について
受付日	令和7年10月20日
ご意見・ご提案の概要	<p>最近、外国人の方々が生活保護を受けているという話題を耳にすることが増えた。</p> <p>困っている人を助けること自体は大切だと思っているが、私たち県民が納めた税金が、日本国籍を持たない方々の生活費として使われていると聞くと、どこか納得しづらい気持ちになる。</p> <p>外国人と共に暮らしていく社会を否定するつもりはないが、限られた税金の使い道には、しっかりとした基準と透明性が必要だと思う。今後の県の方針を伺いたい。</p>
県の考え方	<p>生活保護制度については、国の定めた基準により運用されています。</p> <p>また、生活に困窮する外国人に対しては、国通知（昭和29年5月8日付け厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」）により、生活保護に準じた扱いとして保護を行うこととされています。対象となるのは、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない「永住者」「定住者」等の在留資格を有する外国人です。</p> <p>県としては、引き続き国通知等に基づき、必要な方に支援が行き届くよう、生活保護制度の運用を行ってまいります。</p>
担当課	健康福祉部 地域福祉課